

名古屋市告示第599号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定によ
り、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年12月 6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
L i n oステーション	名古屋市港区西蟹田1608番地	令和 6年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課